

# 林業金融対策

【2,259(2,255)百万円】

## 対策のポイント

補助事業に代えて、林業者等の森林整備や設備投資に関する融資の充実を図り、地域材の利用を促進します。

### <背景／課題>

- ・森林・林業再生プランを推進していくためには、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じて地域材の利用を促進していくことが重要です。
- ・林業者等による森林整備、設備投資に対する融資の充実を図り、補助から融資への転換を図っていくことが重要です。

## 政策目標

平成23年度に、 森林5,000haを集約化、 国産材の供給能力を  
40万m<sup>3</sup>増加等

### <主な内容>

#### 1. 利子助成による地域材利用の促進

地域材利用の促進を通じて、森林・林業再生プランに掲げられている木材自給率50%以上の目標を達成するために、林業者等に対し、最大2%の利子助成（実質無利子化）を講じることにより、林業経営規模の拡大・維持や地域材の加工・流通体制の改善を図ります（融資枠：80億円）。

地域材利用促進緊急利子助成事業 180(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 無利子資金による森林整備の推進

森林整備を推進するために、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と無利子資金（森林整備活性化資金）を併せて貸し付けることにより、林業者の金利負担の軽減を図ります（融資枠：17億円）。

森林整備活性化資金造成費・利子補給金 1,609(1,787)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

#### 3. 無利子資金による林業・木材産業の経営改善の推進

林業・木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的に、都道府県が無利子の貸付けを行い、木材産業事業者等が先駆的取組による経営改善を実施する際に必要となる設備投資にかかる負担の軽減を図ります（融資枠：100億円）。

林業・木材産業改善資金造成費 38(40)百万円  
補助率：2/3  
事業実施主体：都道府県

#### 4. 信用保証の基盤強化と使いやすい低利の運転資金制度

##### (1) 林業信用保証の基盤強化

林業者・木材産業者の資金調達を円滑にするため、景気低迷により高水準にある代位弁済費の一部を支援し、保証料の軽減を図ります。

〔国産材需要・供給拡大林業信用保証事業 368(410)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金〕

##### (2) 木材産業者等への新たな低利の運転資金制度の創設

林業・木材産業を担う事業者が事業の合理化等を推進するのに必要となる運転資金について、一層低利で利便性の高い資金制度を創設することにより、木材関連産業及び林業の健全な発展を図ります（融資枠：600億円）。

〔木材産業等高度化推進資金事業 65(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金〕

[お問い合わせ先：林野庁企画課 (03-3502-8037(直))]

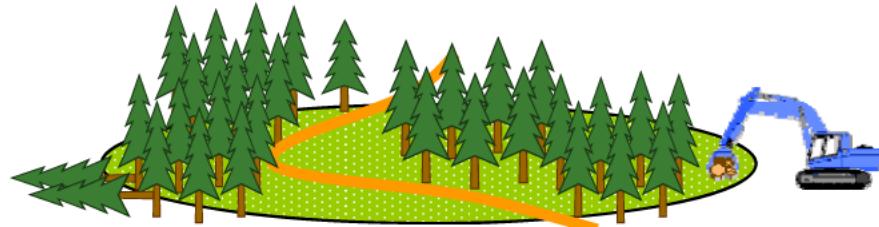
# 林業金融対策～補助から融資への転換～

概算要求額 2,259百万円

森林・林業再生プランを推進していくため、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じ地域材の利用を促進していくことが重要。

## 林業者等による森林整備や設備投資に対する融資の充実

### 「補助から融資へ」の転換



### 信用保証の基盤強化と低利の運転資金制度の創設

#### ○国産材需要・供給拡大林業信用保証事業 368百万円(410百万円)

- ・景気低迷により高水準にある代位弁済費の一部を支援し、  
保証料の軽減を図る。

#### ○木材産業等高度化推進資金事業 65百万円(0)

- ・林業・木材産業事業者が事業の合理化等を推進するために  
必要な、利便性の高い運転資金制度の創設
- ・融資枠:600億円

### 林業・木材産業の経営改善の推進

#### ○林業・木材産業改善資金造成費 38百万円(40百万円)

- ・木材産業事業者等が取り組む経営改善のための設備投資  
に対する無利子貸付
- ・償還期間:原則10年以内(据置期間3年以内)
- ・融資枠:100億円

### 利子助成による地域材利用の促進

#### ○地域材利用促進緊急利子助成事業 180百万円(0)

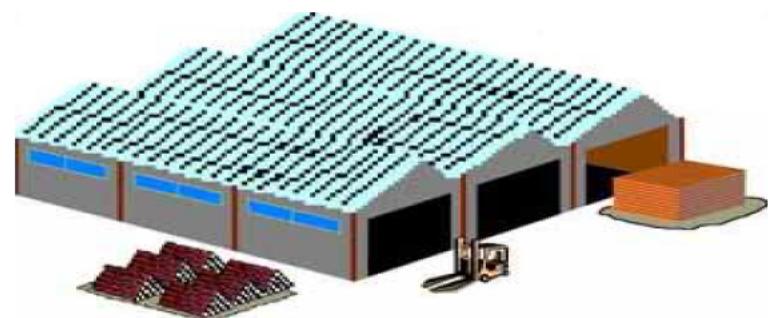
- ・森林取得、加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する  
最大2%の利子助成(実質無利子化)
- ・利子助成期間:最大15年
- ・融資枠:80億円

### 森林整備の推進

#### ○森林整備活性化資金造成費・利子補給金

1,609百万円(1,787百万円)

- ・施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と  
無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸付けることによる  
金利負担の軽減
- ・償還期限30年(据置期間20年)
- ・融資枠:17億円



融資による川上から川下まで的一体的な支援

「補助から融資への転換」を図り、林業・木材産業の健全な発展を実現